

第2回 国民保護協議会 議事録概要

| | |
|------|-----------------------------|
| と き | 平成 18 年 8 月 1 日 (火) |
| | 午後 2 時 ~ 3 時 |
| と ころ | 市役所別館 4 階 第 3、4 委員会 |
| | 出席委員 38 名 (欠席 2 名) 傍聴者 20 名 |

1 開 会

2 会 長 挨拶

皆様こんにちは。第2回枚方市国民保護協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には、大変お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃から防災や危機管理行政の推進をはじめ、市政の各般に亘りまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、先月の5日には、北朝鮮が、弾道ミサイル7発を日本海に向けて発射するという事案が発生いたしました。国においては、官邸対策室や、消防庁の情報連絡室が設置され、緊急連絡体制の確認などの初動体制がとられました。本市におきましても大阪府などとともに情報収集を行って、その共有化にも勤めてきたところでございます。こうした事態をはじめ、世界各地で平和を脅かすテロ行為や紛争が相次いでおり、これらの脅威への対処策が課題となっているところでございます。とりわけ市民生活の安全確保につきましては、本市の最も重要な使命であり、なによりも優先して取り組まなければならない課題であると考えております。武力攻撃やテロといった事態はあってはならないことではありますが、万一の事態を想定して、あらかじめしっかりと計画を策定しておくことが大切だと考えております。

本日は、皆様には、事態発生の際に、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう、第1回協議会において提示させていただきました本市国民保護計画(試案)について、本協議会委員の皆様方からご意見を頂戴し、また庁内国民保護計画策定会議委員・幹事の意見を集約して作成いたしました国民保護計画(案)についてご審議をいただきたいと思っております。

また、実際の措置にあたりましては、住民のご理解と自発的な協力が欠かせないことから、今後インターネットアンケートも実施をしながら、広く市民の皆様からご意見を募ってまいる予定でおります。各市町村では18年度に国民保護計画を策定することになっておりまして、本市におきましても、本協議会委員の皆様のお力添えをいただきながら、本市の実情に沿った、より実行性のある計画を策定したいと考えております。本日は、非常に限られた時間ではございますが、皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

3 報 告

枚方市国民保護協議会委員の変更について

・・・(事務局より報告)・・・

4 議 題

(1) 委員からの意見集約について

・・・(事務局説明)・・・

(委員)・・・資料2の項番19、第1編第3章の5「消防団」のところで、意見等に対する事務局回答というかたちで、「消防団は、地域の実情を熟知し、自主防災組織や自治会、町内会などと平素から密接な協力関係を築いていることから・・・」と書かれていますが、コミュニティ協議会というのは、それぞれの校区で結成されているわけですが、私の担当している開成校区では、消防団については全く承知していないわけです。どこにそういった団体があるのかということで、これについては開成校区は香里団地を中心に発展・展開している校区ですので、そういった消防団というものはないのかもしれませんが、このことについて今後行政の方で消防団の位置づけ、たとえば開成校区についてはどこの消防団が管轄として持っているのか。あるいはできれば、消防団の団長名とか所在とかを教えていただければありがたいのですが、あまり消防団との関係がないので、できれば将来、消防団との関係を密接に持ちたいと思っていますので、そういった支援をお願いしたいということを意見として申し述べたいと思います。

(事務局)・・・ありがとうございます。只今いただきましたご意見につきましては、自然災害も含めて地域で、校区コミュニティ協議会、消防組織である消防署、消防団、これらの連携がより密にとれないと地域住民の方の安全がなかなか確保できないということは、市としても充分理解をしております。市内に消防団・分団がございまして、それぞれのエリアを管轄していただいております。今のご質問も含めまして、担当している消防団のご紹介は、協議会終了後にお答えして説明させていただきたいと思いますが、今後、国民保護の計画にかかわらず、自主防災組織の活動も支援しておりますので、そういう意味では今後よりいっそう連携がされるよう、行政としても関係性が高められるように支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(委員)・・・ありがとうございました。了解しました。

(委員)・・・枚方市は、第5中隊の災害時の隊区になっており、災害発生の際は、一番にこちらに赴く部隊になっていますので、これからもよろしくお願いたします。資料4の項番64、「・・・避難誘導を要請する。」のあと、「要請を受けた自衛官は・・・」という部分が追加になっています。さらに、項番66「・・・府、府警察等及び自衛隊に協力を要請する。」のあとも、「要請を受けた自衛隊は、・・・」という部分が追加になっています。さらに、7月27日付で、事前配布資料の記述訂正部分及び訂正内容ということで、「要請を受けた自衛官はその主たる任務である・・・」を、「なおこの場合、自衛隊は、武力攻撃事態においては、速やかに武力攻撃を排除し・・・」と改めるという内容のファックスが届いています。しかし、府の基本計画等も拝見させていただきますと、計画の第3章に「各機関の責務と役割」ということで、しっかりと自衛隊の役割について謳われております。したがって、この部分で、さらに追加で自衛隊がこの場合はこうするということは、前言の部分で書いてあるので、この部分は必要ないのではないかと考えております。

(事務局)・・・ただ今ご意見いただきました部分につきましては、当初国民保護法が制定されたときにも、いろいろ議論があった部分であると承知しております。その当時の議論を振り返って、いろいろ調べてまいりました。第一義的には、自衛隊は武力攻撃侵害排除ということになっておりましたので、そのへんを明確にする意味でこういう表現をさせていただいたわけですが、ただ今ご意見いただきました、基本方針との整合性もござい

ますので、さらに調整・検討をしてみたいと思います。

(委員)・・・ありがとうございました。

(委員)・・・1点だけ付け加えたいのですが、資料5の21ページの(2)外国人登録者数が、国籍別になっているのですが、「国籍別では朝鮮・韓国が最も多く・・・」と記載されています。実は朝鮮というのは国籍ではなく、今のところ符合になっており、韓国は国名です。したがって、在日コリアンの中にも2つのグループがあるということをご理解願いたいということと、先ほど冒頭で市長のご発言のように、北朝鮮のテポドン事件以後、在日コリアン特に朝鮮籍の方たち、民族学校の生徒がハラメントの経験をすでに受けています。どうしても朝鮮籍の方が北朝鮮と直接的な関連があると誤解されがちですが、朝鮮というのは国籍ではなく、符合であり国籍でないことをご理解願いたいと思います。

(事務局)・・・ただ今いただきましたご意見の趣旨につきましては、充分理解をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

・・・(承認)・・・

(2)枚方市国民保護計画(案)について

・・・(事務局より説明)・・・

(委員)・・・今の概要の説明で、何をやるのかはよく分かったのですが、それができるかということが問題になるかと思いますが、資料5計画案のなかで、消防や消防力を使うという規定があちこちにあると思いますが、枚方市の場合は、広域消防ですので、消防力のすべてを枚方市に使うことは多分できないだろうと思います。隣の市の国民保護計画との間の協定というのを、計画案本編の中で記載したほうがいいのか、そういうことをするというは当然わかっているのですが、ここに記載はしないけれども、どこかにそういう協定をしますといったマニュアルのようなもので書く予定なのかということが1点と、することはまちがいないと思うのですが、消防力を寝屋川とどういうふうに按分するのかということは、その都度決めさせてもらいたいだろうと思うので、あまりがちとしたものを書かれるのは困るだろうと思うのですが、しかしながらそれが記載されていないと、いざと言う時にどっちがどの位使うかという話し合いをしている暇もないということが、現実の緊急事態にはありうるのでそこを考えていただきたいというのが1点。もう1点、自然災害にはよくあることですが、警報が出て、住民に伝わらないということがあるのですが、特に気象庁が津波警報を出しますと、市町村は自動的に避難勧告という地域防災計画を持っているところが多いのですが、ところが気象官庁の発令が夜中になりますと、結局各市町村は出さなかったという事が過去の事例にありまして、一番最後に警報の伝達というところで思ったのですが、今回のテポドンの関係でいろいろな情報収集等をされたと思いますが、警報を発令するまでの間で、今回の事案に危機管理室が対処されたときの教訓という経験から、本計画案にこういうことがあったらいいというようなことがもしあれば、教えていただきたいということです。

(事務局)・・・まず、1点目のご意見についてですが、ご存知のとおり枚方市の場合は消防組合という組織になっていますので、隣接する寝屋川市と消防力についての関連性は非常に強くなっています。もう1点のほうでもおっしゃっていただいたとおり、枚方市の国民保護計画上で表現させていただくということになりますと、基本的な枠組みの計画という性格上非常に難しい点があるかもしれませんが、実際には、来年度に基本的な枠組みに基づ

いて実施マニュアルというようなものを、それぞれ市町村が策定することになっています。また今年度の計画策定においても、隣接市と情報共有を行いながら進めていますが、今ご意見にありました趣旨につきましては、寝屋川市とも十分に情報共有をしながら、行ってまいりたいと思います。基本的には、できたら実施マニュアルのほうで、消防力についての表現を考えていきたいと思っています。続きまして、警報の伝達についてですが、大阪府では、24時間の連絡体制をとるということで、すでに当直制度を設けられています。市町村においては、まだそこまでの24時間体制にはなっていませんが、先ほどの組合消防本部は当然、当直制度を設けておりますので、消防本部と連携したかたちでの連絡手段を構築していくということで、今後実施マニュアル等において整理を図っていききたいと考えております。

(委員)・・・計画案の中に、安否確認等地域と連携しながらとありますが、私ども民児協が常に不安に思っていることは、一人暮らしや高齢者、障害をお持ちの方たちの安否確認するために、私たちが調べた台帳は持っていますが、それには限りがあります。常に市の方に要望していることは、住民台帳でそういうことが把握できるのであれば、個人情報がありながらも担当民生委員は守秘義務もありますので、地域を担当している身近な民生委員にそういう方たちの資料を出していただく予定はあるのでしょうか。民生委員が調べている範囲では限りがありますので、そういうところはどうお考えでしょうか。

(事務局)・・・今の災害時要援護者のリストということですが、これは国民保護法に限らず自然災害でも災害時要援護者の支援プランを作成するということは、国の方で決められています。危機管理部におきましても支援プランの作成に向けて、積極的に取り組んできているところでございまして、本市におきましても現在、支援プラン作成に向けて検討を進めているところでございます。従いまして、今ご意見いただきました災害時要援護者の情報につきましては、個人情報との絡みもありますが、この辺の整理を図って、できるだけ地域でも情報共有していただけるような方向で検討していきたいと考えております。

・・・(承認)・・・

(3) 国民保護計画策定スケジュールについて

・・・(事務局より説明)・・・

・・・(承認)・・・

(4) その他

・・・(事務局より事務連絡)・・・

協議会議事録の確認について

第3回枚方市国民保護協議会の日程及び開催場所について

5 閉 会